

第2章 人と自然が共にある環境の保全

【第1節 多様な自然環境の保全】

第2章 人と自然が共にある環境の保全

第1節 多様な自然環境の保全

第1 すぐれた自然の保全

1 自然環境保全地域・県立自然公園特別地域等の拡大

(1) 自然環境保全地域の指定

学識経験者等による自然環境重要地域検討会を開催するとともに、自然環境保全地域の現況調査結果に基づき、自然環境保全地域の指定及び保全計画の検討を進めます。

(2) 自然環境保全対策事業の推進

自然環境保全地域を担当区域とする自然環境保全指導員等による巡回監視を行うとともに、標識を設置するなど自然環境保全地域の適切な保全と管理を行います。また、員弁大池自然環境保全地域の保全のため、松林保全対策事業を行います。

2 公有地化の推進

自然環境保全上重要な地域の安定的な保全を図るため、公有地化等にあたっての地域要件や方法等に関する指針を作成します。

第2 雑木林・人工林・農地等二次的自然の保全

1 森林の保全・育成

(1) 森林の計画的な管理など宮川流域の自然環境の保全

宮川上流域の森林の整備方針や整備手法など、宮川流域圏全体で取り組むべき問題として、持続可能な森林保全・管理対策を総合的に推進するため、長期的展望のもと、森林の生態的、社会的な機能を考慮した流域総合森林整備計画を策定します。

(2) 森林計画制度の適正な運営

北伊勢森林計画について、地域森林計画樹立のための諸資料の作成及び修正を行うとともに、南伊勢、伊賀、尾鷲熊野の地域森林計画と合わせて、伐採届出箇所の実行調査等を行います。

また、市町村森林整備計画の適正な実行確保を支援するとともに、森林所有者が樹立する森林施策計画の策定について支援をします。

(3) 「三重の木を使おう、森を育てるために」県民運動の展開

新たな木の文化を創造することを目標に、木材

セミナーの開催や啓発用パンフレットの作成、木工教室、木製品展示会の開催を行うとともに木材利用アドバイザーを設置し、県民の身近かな相談にのることにより木材利用の拡大を図っていく。

(4) 「森林は海の恋人」総合対策の展開

ア 宮川流域水源地域の森林整備（平成9年度～12年度）

清流の源である水源地域の三瀬谷ダム上流域において、治山、造林、間伐、林道等の森林保全整備事業を緊急的に実施し、森林の持つ水源かん養等、公益的機能の発揮に努めます。

(5) 林業担い手の育成等

ア 農林漁業就業支援体制整備

I J Uターン等農林漁業への参入を積極的に受け入れる体制を構築するため、就業・就職情報、住宅、生活環境等の情報を整備します。

イ 林業担い手育成強化対策

林業労働者の育成確保を図るため、「林業労働力確保支援センター」を通じ、技術研修の実施、林業従事者の労働災害の防止等の対策を推進し、担い手育成確保を図ります。

(6) 多様な森林の造成・整備

森林の持つ公益的機能が高度発揮されるよう多様な森林を造成するための森林整備を行います。

区 分	面 積 (ha)	関 連 事 業
間 伐 実 地	5,629	造 林 事 業 間伐実施事業
複 層 林 整 備	37	治 山 事 業

(7) 優良種苗の確保

優良な林業用種苗の確保のため、採種園の管理及び改良、優良な種子の採取、表示監督等の優良種苗確保事業を実施します。

なお、平成9年度よりマツクイムシ被害に強い苗木の生産を目指して、対抗性採種園から生産された苗木に対してマツノザイセンチュウを接種する事業を実施しています。

第2章 人と自然が共にある環境の保全

【第1節 多様な自然環境の保全】

(8) 保安林の整備・管理

国土保全等の森林の持つ公益的機能の向上を図るため、第5期保安林整備計画に基づき、適正な保安林の配備・整備や維持管理を行います。

(9) 林地開発許可制度による指導

林地開発に当たっては、森林の保続培養、森林生産力の増進に留意し「災害の防止」「水害の防止」「水の確保」「環境の保全」について厳正に審査を行い許可するとともに、許可後における開発が計画書に基づき適正に実施されるように開発行為者に対し指導を行います。

(10) 森林病虫害等の防除

ア 森林病虫害等防除の促進（補助）

市町村が行う「市町村地区実施計画」に基づく地上散布などの予防措置及び松くい虫被害木の伐倒処理をする駆除措置に助成します。

地域懇談会の開催、防除技術者の養成及び自主防除意識の高揚を図るイベントの開催など地域のボランティア活動を支援します。

イ 森林病虫害等の防除（県営）

三重県松くい虫被害対策事業推進計画に基づき、松くい虫の被害を受ける恐れのある松林に薬剤散布等の予防措置と被害を受けた枯損木を伐倒処理する駆除措置を行います。

また、森林病虫害等防除センターを核として防除技術の普及、指導、被害情報等の提供や防除を担う人材の育成等を行い、地域の自主的な防除体制を整備するとともに、高度公益機能森林における松林の育成環境を改善するため、林内清掃及び枯損木の伐倒処理を行います。

2 生物多様性に富んだ農村空間の形成と環境保全型農業の推進

(1) 環境保全型農業の推進

農業、化学肥料による環境への負荷を軽減するための調査・研究などにより環境保全型農業の一層の推進を図ります。

環境保全型農業の推進に係る事業

区 分	実施主体	内 容
環境にやさしい持続的な農業の推進	三重県農協中央会	ポスター、パンフレット等による県民への普及啓発持続性の高い農業生産方式（環境保全型農業生産技術）実証ほの設置（3箇所） 農業者団体間の情報交換及び農業指導者の研修会の開催
地域環境保全型農業の推進	市町村	地域に応じた市町村「環境保全型農業基本方針」を策定 策定市町村：4市町村
持続農業法認定農業者の育成	農業団体市町村	持続農業法県導入指針の周知及び認定農業者育成を支援
発生予察情報の提供	三重県	病虫害防除技術情報を農家等が直接入手できるFAXサービス、インターネットサービスを実施
環境保全型土壌管理対策	三重県	肥料等による環境への負荷を軽減するため、土壌管理技術確立調査、試験を実施

第2章 人と自然が共にある環境の保全

【第1節 多様な自然環境の保全】

(2) 農村における環境整備

ア 農村の総合的な整備（実施7地区）

農村地域の諸条件を踏まえ、農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施し、併せて、都市と農村の交流のための条件整備を図ります。

イ 農村活性化のための住環境整備（実施1地区）

農村の活性化を図るため、ほ場整備による宅地需要のための用地確保に合わせ、緑地空間、水辺空間などを整備し、農村地域の住環境を向上させます。

ウ 中山間地域の総合的な整備（実施16地区）

中山間地域において、地域が有する多面的な機能を生かした農業の確立と農村地域の活性化を図るため、総合的な農業生産基盤、生活環境の整備を図ります。

エ ふるさと農道の整備（実施29地区）

緊急に整備する必要がある農道について、整備を行い農村地域の振興と生活環境の改善に寄与します。

(3) 農業担い手の育成

平成11年度に引き続き、認定農業者の確保、育成を実施するとともに、新たに次の施策を実施します。

ア 地域農業アクティブ21支援事業

担い手組織の育成・農地の流動化等に関する重点指導を行う「地域農業支援チーム」をモデル集落に一定期間配置し、市町村・農協等と一体的に地域農業の確立に向けた支援を行います。

イ 農地保有合理化リース支援事業

認定農業者等を支援するため、農業開発公社が売り渡しを前提とした農地貸付けに併せて農業用機械・施設をリースする制度に対して助成します。

ウ 青年農業者の育成確保

青年農業者に対する技術研修、支援体制の整備を図ります。

エ 就農支援資金の貸付

新規就農の促進を図るため、研修や就農の準備に必要な資金を貸し付けます。

(4) 耕作放棄地の解消

活用推進協議会の開催、活用計画の策定、遊休農地に関する情報の提供活動、農地流動化推進員による農地の出し手・受け手の掘り起こし等を行い、耕作放棄地等の解消に努めます。

3 河川・溪流・湖沼の保全・再生

(1) 河川改修の実施における配慮

平成11年度に引き続き、自然環境に配慮した川づくりを促進します。

（一級河川矢谷川 他25河川）

(2) 砂防事業の実施における配慮

平成11年度に引き続き、下記方針に基づき原則すべての着手溪流において自然環境に配慮し、事業を推進します。

ア 実施方針

(ア) 土砂災害を防止しつつ、自然環境を保全創造する。

(イ) 自然植生、生態系の保全。

(ウ) 魚、水生動植物の産卵、餌場等生息域の確保。

(エ) 緑豊かな休養の場、レクリエーションの場等、野外活動拠点整備の推進。

イ 事業内容

内 容	実 施 箇 所
通 常 砂 防	朝明川（菰野町）ほか87箇所
溪 流 再 生	唐谷川（飯高町）
地方特定河川等環境整備	多度川（多度町）ほか2箇所
ふるさとづくり事業	蛇谷川（宮川村）ほか3溪流

第2章 人と自然が共にある環境の保全

【第1節 多様な自然環境の保全】

4 農山村と都市との交流の推進

(1) 市民農園の促進

市民農園活動を通じてさらに農山村と都市住民との交流を進めるため、平成12年度も市民農園の整備を図るとともに、市民農園の適正かつ円滑な運営が図られるよう関係機関の指導を行います。

ア 市民農園の推進

市民農園整備促進法及び特定農地貸付法に基づく市民農園の適性かつ円滑な整備を促進します。

イ 市民農園による交流の促進

消費者の高度かつ多様な需要に対応するため農村資源を活用しながら市民農園を整備し、都市住民と農村の交流を図ります。

ウ 中山間地域における市民農園の活用

中山間地域における転作田や遊休農地を活用しながら、市民農園を整備し都市住民の農山漁村・農林漁業についての理解の促進を図ります。

(2) 山村と都市との交流促進

都市と山村の交流促進のため、市町村が実施する交流拠点の整備等の取組に対し支援を行います。

第3 沿岸域の自然環境の保全

1 海岸の水際線の保全・再生

(1) 海岸の整備

平成11年度に引き続き、海岸の水際線の保全・再生を図ります。

2 砂浜・礫浜の保全・再生

(1) 七里御浜海岸の侵食対策

人工リーフ等の整備を進めるとともに、砂浜を回復させるための検討を行います。

3 藻場・干潟の保全・再生

(1) 藻場・干潟の造成

沿岸漁場の生態系の回復と環境保全を図るため、藻場・干潟を造成します。

4 漁村と都市との交流の推進

尾鷲市賀田湾地区の三木浦漁港及び紀勢町錦地区の錦漁港では海岸環境の整備を実施し、鳥羽市菅島地区の菅島漁港では漁港修築及び漁港環境整備に対して助成します。